

第2回「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの フォローアップ会議」

<取締役会等をめぐる論点>

- 各会社の機関設計（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社）や、任意委員会の活用の状況について、どう評価するか。
【cf. 東証プレゼンテーション】
- 独立社外取締役の増加
 - － 人選について、どう評価するか。 【cf. 東証プレゼンテーション】
 - － 兼職数（最大で1名が5社を兼務）について、どう評価するか。
【cf. 東証プレゼンテーション】
- 取締役会の「独立した客観的な立場」（原則4－3）からの役割を真に果たすためには、各企業において、単に独立社外取締役の設置ということにとどまらず、ガバナンス全体のあり方について真剣な検討が必要であるとの指摘がある。
より具体的に、各企業においては、どのような点についての考慮が必要になると考えるか。
(例)
 - － 取締役会と経営会議の役割の分離、監督と執行の分離
 - － 取締役会議長や各委員会委員長の人選 【cf. 東証プレゼンテーション】
 - － 監査委員会（監査役会）と内部監査部門・外部会計監査人との連携、内部監査、内部通報のレポートラインのあり方
- CEOの選解任
 - － CEOの選解任、後継者計画の策定・実行の重要性がより一層強調されていくべきであるとの指摘がある。CEOの選解任に求められるべき要素は何か（例：客観性、適時性、透明性等）。そのための手続のあり方についてどう考えるか。
- 持株会社下の企業グループにおける実効的な連結ガバナンス体制のあり方
 - ※ この点に関しては、金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」において、議論が進行中。
- その他